関する省令の一部を改正する省令案が用対照条文輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一 項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に

関する省令(平成十四年三月二十九日環境省令第九号)(抄)〇輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第 一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に

																					f <sub>t</sub> aka.		1
								احر-	<u></u>	夕	4A	- <u> </u>	<sub>L</sub>	l	J-	ュ	$\triangle$	ı	油	フ	第		
	)削	肖	ı				(削													る齢			
	別る	FI る						環												輸入			
	(a)	<i>`</i>	,				(e)		_	項													
												規制								特字			
								臣	八	定定	净	別								定左			
								に	カ	ルム	土坐	甲甲	٦)	()	以 下	平	丛下	一久	分	有害	1夕	改	
								届	エに	(X)													
								け												廃			
								出												棄		正	
								な	`\			法律								物			
								け	4											等が			
								れ													該齡	案	
																					輸		
								_		び										棄			
								_				則								物の			
								-	l t	条		\(\frac{17}{2}\)											
									を添											処理			
																				理			
																				及び			
										( _	<i>/</i> \	+	Щ	( _	分	美	寸	勿	_	0,			-
	<b>⊸</b> ı	_	· I										ᄲ		<u></u>	) J.	^	1	)==	フ	第		
~ NI <del>**</del>		— ادر ب		1 37.	I	fe-fe-														る			
び棄		至立		並																輸			
<ul><li>処物</li><li>分等</li></ul>																				入特			
カー・ラーの		タード		電		处分															入		
方処		入			と法															有		現	
法分		移		口口			書													害			
を		動		テ		ر 1															書		
	書	書		レ		た															類		
	類	類		ッツ		え者														物			
た		T.		ク									れ	場	ىل	の の	$\smile$	0	和	等	当		
	係	交		ス		氏							ば	合	い	輸	の	廃	四四	が	該		
· 付		付		又		2							15	に	う	出	交	棄	+	廃	輸	行	í
, ,	輸	を			0								5	は	0	入	付	物	五.	棄	入	, ,	]
処	入	受		フ		は							۱,	`	$\smile$	等	を	に	年	物	移		
	特	け		ア		名							<i>\</i> \								動		ĺ
	定	た		ク		称							0							処			Ī
	ıl						廃														類		
場	有	E		シ	0)																		
	有害	日 付		ンミ		び								項	条	に	者	る	百	及	に		

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	届け出なければならない。届け出なければならない。	第十二条第一項第二号又は第三号に該当条 輸入移動書類の交付を受けた者等は	(削る)
ってしなければならない。2 前項の届出は、様式第二による届出書によの計画	当該輸入特定有害廃棄物等に関する今有害廃棄物等を失った理由理由又は当該輸入移動書類に係る輸入	物等の運搬当該輸入移	お前人移動書類の交付を受けた日付   ファクシミリの番号   ロックス	のは最近のには近ばに遺伝、ニシンのは、又は名称及び住所並びに法人にあっては、制入移動書類の交付を受けた者等の氏ればならない。	これ、スク耳真と最近にことに、二条第一項第二号又は第三号に該輸入移動書類の交付を受けた者等	を添付してしなければならない。

- 25 KG S-altifolic Street Hall &						
** ) Company	1-80 a sa rum	11.00				
輸入移動書類	1-TH-C-NOTH	1000				
				fr	Я	В
					- 07	-
爆 集 大 巨 股						
	出者					
	氏名义は名符	-				
	代表者の氏名					<b>A</b> 1
	住所义社所在	28.1				
	連絡責任者氏	A :				
	理論	Ð:				
	FAX	2017				
	FAX#	2017				
	9-9	all:		2010		
職入停定有害廃棄物等の処分を、当該職人特定	o-s	id1: ic保る#	1000		O. LOS	
<b>送って行ったので、特定有事直要物等の輸出入等</b>	○一条 有害廃棄物等 の規制に関す	id1: ic保る#	1000		O. LOS	
送って行ったので、特定有害癌素物等の輸出入等	○一条 有害廃棄物等 の規制に関す	id1: ic保る#	1000		O. LOS	
職人帯定有者廃棄物等の総分を、当該輸入附定 近って行ったので、特定有害廃棄物等の輸出入等 り、輸入移動書類を抓付して、次のとおり届け出ま	マール 有害廃棄物制 の規制に関す す。	ail: に係る# る法律#	K 1 2		O. LOS	
送って行ったので、特定有害廃棄物等の輸出入等 9、輸入移動書類を折付して、次のとおり届け出ま	中 有書廃棄物等 の規制に関す す。 交付:	ail: に係る# る法律# 番号 :	K 1 2	制第 1 7	[第1	号の規定
足って行ったので、特定有害農業物等の輸出人等 の、輸入移動書類を挙行して、次のとおり届け出ま	中 有書廃棄物等 の規制に関す す。 交付:	ail: に係る# る法律#	K 1 2	<b>制第 1</b> 7	O. LOS	号の規定
<b>送って行ったので、特定有事直要物等の輸出入等</b>	中 有書廃棄物等 の規制に関す す。 交付:	ail: に係る# る法律# 番号 :	K 1 2:	年	[第1	号の規定
戻って行ったので、特定有害原案物等の輸出入等 り、輸入移動業額を指付して、次のとおり届け出ま の、	中 有書廃棄物等 の規制に関す す。 交付:	mil: に係る を法律	Я 1 21	年 日	[第1	号の規定
戻って行ったので、特定有害廃棄物等の輸出入等 り、輸入移動棄額を指付して、次のとおり届け出ま 億人移動審額の交付を受けた番号及び担付 億人移動審額の交付を受けた番号及び担付	有書受棄物等の規制に関す す。 交付・交付・	kil: に係る様 る法律II 参号 : 平月日:	R 1 2 s	年 日	[第1	号の規定

備考 1 等が有害事務を必要の報告と関する法律集行協定議ち条第1項及び第2項に定める 透知像の第1を指付して提出すること。1 用紙の大きさは、日本工業規格入4とすること。

様式第1 (第1条関係)	
輸入移動書類	「係る処分届出書
	年 月 日
環境大臣殿	+ И
	氏名又は名称及び住所並びに法人に
届出者	あってはその代表者の氏名並びに電 印
	話、テレックス又はファクシミリの番号
	担当者名:
	電話番号:
輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったので、 第12条第1号の規定により、輸入移動書類を 輸入移動書類の交付を受けた日付 及び番号	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 係付して届け出ます。
輸入特定有害廃棄物等の処分を	
行った日付、処分の場所及び処	
分の方法	

備考 1 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則第6条第3項に定める 通知書の写しを添付して提出すること。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様
式
第
_

輸入	修動書類に何る原出書					
潭 便 大 巨 寮			-	#	升	В
	展出者 氏名文は名称及び					
	代表者の氏名					B
	住所又は所在地:					100
	連絡責任者氏名:					
	<b>建新新</b> 号:					
	FAX番号:					
・ の運動を行わない ・	にととなった ので、樹	CAMI	<b>12</b> 55	<b>學心</b> 會	<b>e</b> m.X	峰の規制
	こととなった いこととなった っ た					
輸入物定有書機業物等 くの(分を行わない を 失 に関する法律第12条第1項第2号又は第3	こととなった いこととなった っ た					
輸入物定有書應業施等 くの向分を行わた。 を 失 に関する法律業 1 2条第 1 項第 2 号欠は第 3 出ます。	こととなった ので、 申 の た ので、 申 の根拠により、 輸入機種		EMH)	- T.		
輸入物定有資品業務等 で知分を行わない を 失 に関する信律第12条第1項第2号又は第3 出ます。 輸入移動書類の交付を受けた番号	こととなった ので、 申 の た ので、 申 の根拠により、 輸入機種	1) 書版 (	EMH)	- T.		
輸入物定有資品業的等 な知分を行わない を 失 に関する法律第12条第1項第2号又は第3 出ます。 輸入移動書類の交付を受けた番号 及び日付	こととなった ので、 申 の た ので、 申 の根拠により、 輸入機種	1) 書版 (	EMH)	- T.		
輸入物定有資品業的等 くの向分を行わないを 失 に関する法律第12条第1項第2号次に第3 出ます。 輸入移動書類の交付を受けた番号 及び当付 輸入物の有音原業物等	こととなった ので、 申 の た ので、 申 の根拠により、 輸入機種	1) 書版 (	EMH)	- T.		
輸入物定有資品業的等 (の向分を行わないを、 央 に関する法律第12条第1項第2号以は第3 出ます。 輸入移動書類の交付を受けた番号 及び日付 輸入物定有吉県業物等 (の運搬を行わないこととなった)	こととなった ので、 申 の た ので、 申 の根拠により、 輸入機種	1) 書版 (	EMH)	- T.		
輸入物定有音級案件等 を 失 に関する法律第12条第1項第2号又は第3 出ます。 輸入移動書類の交付を受けた番号 及び当付 輸入物定有音級案件等 の運搬を行わないこととなった の処分を行わないこととなった	こととなった ので、 申 の た ので、 申 の根拠により、 輸入機種	1) 書版 (	EMH)	- T.		
輸入物定有資品業務等 を 失 に関する結構第12条第1項第2号又は第3 出ます。 輸入移動書類の交付を受けた番号 及び目付 輸入検定有書展業務等 の運搬を行わないこととなった の運搬を行わないこととなった を 失 っ た	こととなった ので、 申 の た ので、 申 の根拠により、 輸入機種	1) 書版 (	EMH)	- T.		

様式第2	(第2条関係	)						_
			<b>本企 1. 52 (6)</b>	類に係る届出	-#*			
			特別へ付き知り合	規に扱う相口	ittr			
						年	月	日
環境	大 臣 赐	ž.						
				氏名又は名	称及び住所並	ひに法人に		
			届出者	あってはそ	の代表者の氏	名並びに電話、	目	1
				テレックス	又はファクシ	ミリの番号		
				担当者名	1			
				電話番号	:			
		の運搬	を行わないこと	となった				
輸入特別	官有害廃棄物	等の処分	を行わないこと	となったの	つで、特定有害	序廃棄物等の規	制に関	する
		を	失っ	た				SON
法律第12条	第2号又は第	育3号の規	定により、輸送	人移動書類を	脈付して、次	のとおり届け出	ます。	
輸入移動性	類の交付を	受けた日存	t					
及び番号								
輸入特定	有害廃棄物	等						Î
の運搬	を行わない	こととな	よった					
の処分	を行わない	こととな	よった					
を	失	2	た					
理由								
輸入特定	有害廃棄物	等に関す	「る今後					
の計画								